

重要事項説明書

(訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者： 野いちご訪問看護ステーション

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	野いちご訪問看護ステーション
所在地	杉並区下井草 3-8-5 練馬区下石神井 3-6-42
連絡先	03-6913-8590
管理者名	鈴木 夕輝
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	1361590662 号
サービス提供地域	杉並区 練馬区 中野区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00～午後18:00
定休日	土曜日 日曜日 12月29日～1月3日

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	名	1名
看護師	8名	1名	9名
理学療法士	3名	名	3名
作業療法士	4名	1名	5名
言語聴覚士	名	名	名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 03-6913-8590

担当者 : 鈴木 夕輝

受付時間 : 午前9:00～午後17:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

株式会社喜咲が設置する野いちご訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

- ① ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- ② ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- ③ ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 利用料金

介護保険料金表

介護保険料金					
		1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
看護師が 訪問した場合	20分未満	358円	716円	1,074円	3,580円
	30分未満	537円	1,074円	1,611円	5,369円
	30分以上1時間未満	938円	1,876円	2,815円	9,382円
	1時間30分未満	1,286円	2,572円	3,858円	12,859円
准看護師が 訪問した場合	30分未満	483円	966円	1,450円	4,832円
	1時間未満	844円	1,689円	2,533円	8,444円
	1時間30分未満	1,157円	2,315円	3,472円	11,573円
理学療法士等が 訪問した場合	40分以上	670円	1,341円	2,011円	6,703円
	60分以上	906円	1,813円	2,719円	9,063円
	80分以上	1,208円	2,417円	3,625円	12,084円
	100分以上	1,511円	3,021円	4,532円	15,105円
	120分以上	1,813円	3,625円	5,438円	18,126円
介護予防料金					
		1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
看護師が 訪問した場合	20分未満	345円	691円	1,036円	3,454円
	30分未満	514円	1,028円	1,542円	5,141円
	30分以上1時間未満	905円	1,810円	2,715円	9,052円
	1時間30分未満	1,243円	2,485円	3,728円	12,426円
准看護師が 訪問した場合	20分未満	311円	622円	934円	3,112円
	30分未満	463円	926円	1,389円	4,628円
	1時間未満	815円	1,630円	2,445円	8,151円
	1時間30分未満	1,118円	2,237円	3,355円	11,183円
理学療法士等が 訪問した場合	40分以上	648円	1,295円	1,943円	6,475円
	60分以上	486円	971円	1,457円	4,856円
	80分以上	648円	1,295円	1,943円	6,475円
	100分以上	809円	1,619円	2,428円	8,094円
	120分以上	971円	1,943円	2,914円	9,713円

		加算			
		1割負担	2割負担	3割負担	10割負担
高齢者虐待防止処置未実施減算	-1/100				
業務継続計画未策定減算	-1/100				
夜間又は早朝の場合	25/100				
深夜の場合	50/100				
複数名加算(Ⅰ)	30分未満の場合	290円	579円	869円	2,896円
	30分以上の場合	458円	917円	1,375円	4,583円
1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合		342円	684円	1,026円	3,420円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		684円	1,368円	2,052円	6,840円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		654円	1,309円	1,963円	6,544円
特別管理加算(Ⅰ)		570円	1,140円	1,710円	5,700円
特別管理加算(Ⅱ)		285円	570円	855円	2,850円
専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア、又は人工肛門ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合)		285円	570円	855円	2,850円
専門管理加算(特定行為研修を終了した看護師が計画的な管理を行った場合)		285円	570円	855円	2,850円
ターミナルケア加算		2,850円	5,700円	8,550円	28,500円
遠隔死亡診断補助加算		171円	342円	513円	1,710円
理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	1回につき-8単位				
初回加算(Ⅰ)		399円	798円	1,197円	3,990円
初回加算(Ⅱ)		342円	684円	1,026円	3,420円
退院時共同支援加算		684円	1,368円	2,052円	6,840円
看護体制強化加算(Ⅱ)		228円	456円	684円	2,280円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき6単位				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき3単位				

医療保険料金表

訪問看護基本療養費				算定量			
訪問看護基本療養費 (I)	看護師、保健師、助産師の場合	週3日目まで	5,550円				
		週4日目以降	6,550円				
	准看護師の場合	週3日目まで	5,050円				
		週4日目以降	6,050円				
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合		5,550円				
緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師の場合		12,850円					
訪問看護基本療養費 (II)	看護師、保健師、助産師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	5,550円			
			週4日目以降	6,550円			
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	2,780円			
			週4日目以降	3,280円			
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	5,050円			
			週4日目以降	6,050円			
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	2,530円			
		週4日目以降	3,030円				
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	同一建物、同一日2人		5,550円			
		同一建物、同一日3人以上		2,780円			
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師による訪問			12,850円				
訪問看護基本療養費 (III)	指定訪問看護を受けようとする者（入院中のものに限る）であり一時的に外泊をしている者（厚生労働大臣が定める者）		8,500円				
訪問看護基本療養費の加算①			算定料	訪問看護基本療養費の加算②			算定料
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	複数名訪問看護加算	看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行	同一建物2人以下	4,500円
		同一建物3人以上	4,000円			同一建物3人以上	4,000円
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円		准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円
		同一建物3人以上	7,200円			同一建物3人以上	3,400円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	その他職員と同行		同一建物2人以下	3,000円	
	月15日目以降	2,000円			同一建物3人以上	2,700円	
乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定める者	1,800円	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】		同一建物2人以下	3,000円	
	上記以外の場合	1,300円			1日1回	同一建物3人以上	2,700円
長時間訪問看護加算		5,200円	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】		同一建物2人以下	6,000円	
夜間早朝訪問看護加算		2,100円			1日2回	同一建物3人以上	5,400円
深夜訪問看護加算		4,200円	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】	同一建物2人以下	10,000円		
特別地域訪問看護加算		所定額の50/100		1日3回以上	同一建物3人以上	9,000円	

精神科訪問看護基本療養費					算定料				
精神科訪問看護基本療養費(I)	看護師、保健師、作業療法士の場合	週3日目まで	30分未満	4,250円					
			30分以上	5,550円					
		週4日目以降	30分未満	5,100円					
	准看護師の場合	週3日目まで	30分未満	3,870円					
			30分以上	5,050円					
		週4日目以降	30分未満	4,720円					
精神科訪問看護基本療養費(III)	看護師、保健師、作業療法士の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	4,250円				
			週3日目以降	30分以上	5,550円				
		同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	2,130円				
			週3日目以降	30分以上	2,780円				
		同一建物、同一日2人	週4日目以降	30分未満	2,550円				
			週4日目以降	30分以上	3,280円				
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	3,870円				
			週3日目以降	30分以上	5,050円				
		同一建物、同一日3人以上	週4日目以降	30分未満	4,720円				
			週4日目以降	30分以上	6,050円				
		同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	1,940円				
			週3日目以降	30分以上	2,530円				
同一建物、同一日3人以上	週4日目以降	30分未満	2,360円						
	週4日目以降	30分以上	3,030円						
精神科訪問看護基本療養費(IV)					8,500円				
精神科訪問看護基本療養費の加算①			算定料	精神科訪問看護基本療養費の加算②		算定料			
特別地域訪問看護加算			基本療養費の50/100	複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	
						准看護師の場合	1日1回	同一建物3人以上	4,000円
精神科緊急訪問看護加算			2,650円					1日2回	同一建物2人以下
			2,000円				1日2回		同一建物3人以上
長時間精神科訪問看護加算			5,200円					1日3回以上	同一建物2人以下
夜間早朝訪問看護加算			2,100円				1日3回以上		同一建物3人以上
深夜訪問看護加算			4,200円		1日1回			同一建物2人以下	3,800円
精神科複数回訪問加算			1日2回			同一建物2人以下	同一建物3人以上	3,400円	
							1日3回以上	同一建物2人以下	同一建物3人以上
1日3回以上	同一建物2人以下	同一建物3人以上	6,800円						
		1日3回以上	同一建物2人以下		同一建物3人以上	12,400円			
1日3回以上	同一建物2人以下				同一建物3人以上	11,200円			
						看護補助者、精神保健福祉士の場合	同一建物2人以下	3,000円	
同一建物3人以上	2,700円								

訪問看護管理療養費			算定料	
月の初日の訪問の場合		機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230円	
		機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030円	
		機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700円	
		1 から 3 まで以外の場合	7,670円	
月の 2 日目以降の訪問の場合		訪問看護管理療養費 1	3,000円	
		訪問看護管理療養費 2	2,500円	
訪問看護管理療養費の加算①		算定料	訪問看護管理療養費の加算②	算定料
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている	6,800円	在宅患者連携指導加算	3,000円
	上記以外の場合	6,520円	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合	5,000円	精神科在宅患者支援 管理料 2 のイの利用 者 精神科重症患者支援管理連携加 算	8,400円
	上記以外の場合	2,500円		精神科在宅患者支援 管理料 2 のロの利用 者
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8,400円	看護・介護職員連携強化加算	2,500円
	上記以外の場合	6,000円	退院時共同指導加算	8,000円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	特別管理指導加算	2,000円
			訪問看護医療DX情報活用加算	50円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円		
その他の療養費			算定料	
訪問看護ターミナルケア療養費		訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円	
		訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000円	
訪問看護情報提供療養費		訪問看護情報提供療養費 1	1,500円	
		訪問看護情報提供療養費 2	1,500円	
		訪問看護情報提供療養費 3	1,500円	
その他の療養費の加算			算定料	
遠隔死亡診断補助加算			1,500円	
ベースアップ評価料		算定料	ベースアップ評価料	算定料
訪問看護ベースアップ評価料 (I)		780円	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 10 (スコア 9.5 以上)	100円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 1 (スコア 0 以上)		10円	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 11 (スコア 12.5 以上)	150円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 2 (スコア 1.5 以上)		20円	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 12 (スコア 17.5 以上)	200円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 3 (スコア 2.5 以上)		30円	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 13 (スコア 22.5 以上)	250円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 4 (スコア 3.5 以上)		40円	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 14 (スコア 27.5 以上)	300円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 5 (スコア 4.5 以上)		50円	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 15 (スコア 32.5 以上)	350円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 6 (スコア 5.5 以上)		60円	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 16 (スコア 37.5 以上)	400円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 7 (スコア 6.5 以上)		70円	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 17 (スコア 42.5 以上)	450円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 8 (スコア 7.5 以上)		80円	訪問看護ベースアップ評価料 (II) 18 (スコア 47.5 以上)	500円
訪問看護ベースアップ評価料 (II) 9 (スコア 8.5 以上)		90円		

複 写 物	1 枚につき	300 円(外税)
死後の処置料	材料費込み	12,000 円(外税)

(1) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	1 km につき	300 円(外税)
交 通 費	公共機関使用	実費

(2) キャンセル料金

無料 ※キャンセルが頻回に続いた場合、その内容を主治医や介護支援相談員等と相談の上、担当者会議等にてサービスの必要性を再検討させていただきます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(3) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 20 日までに請求しますので、27 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 主治医の指示書及び居宅介護計画書を基に訪問看護計画を作成し契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。
- ② 理学療法士等による訪問看護をご利用の場合 以下のサービス内容にて実施します。
 - 1) 訪問看護ステーションにおけるリハビリテーションは、看護業務の一環としての リハビリテーションであり、看護職員の代わりに理学療法士等が行うというものです。
 - 2) 看護職員と理学療法士等のアセスメント情報を共有し、その共有事項を訪問看護 計画書・訪問看護報告書に反映させていただきます。
 - 3) 理学療法士等の訪問看護サービスに対しては、上記 (2) を踏まえて、当事業所 の看護師による定期的な訪問をさせていただき、アセスメントを実施します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了日の 1 ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了 (以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・利用者が亡くなった場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合・当事業所が破産した場合は、利用者は即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず

10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者様に、他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急連絡先 1	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先 2	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

7 大規模災害発生や感染症流行時の対応について

- ・大規模災害発生時や感染症の流行時には、通常通りのサービスが提供できないことが想定されます。
- ・大規模災害発生時はスタッフの安全が確保できてからの訪問になります。訪問中の場合はご利用者やそのご家族の安全の確保に努め、職員もすぐに安全な場所に避難いたします。

8 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者（管理者：鈴木夕輝）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

【会社の概要】

社名 株式会社喜咲
社員数 13名（契約社員含む）
設立 2020年3月
所在地 杉並区上井草2-39-4
代表者 溝呂木 大介

【事業内容】

訪問看護

【事業者】

住所： 杉並区下井草3-8-5
社名： 株式会社喜咲
代表者： 溝呂木 大介
事業所名： 野いちご訪問看護ステーション
(指定番号 1361590662)

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住所 _____

氏名 _____

【代理人】住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

署名代行理由：